

長 建 産 発 第 8 1 号
令 和 3 年 2 月 1 6 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等を受けた対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2月2日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、栃木県が解除されたうえで、引き続き10都府県に対しては、3月7日まで延長されること等が決定され、それを受け「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、今般、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②オフィスでの仕事は、出勤者数の7割削減を目指し在宅勤務（テレワーク）等を更に徹底するとともに、改めて感染拡大の防止にご協力をお願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。